市と中日本高速道路株式会社名古屋支社が協定締結

市は安全・安心なまちづくりと市民の福祉サービスの一層の向上を図ることを目的として、2月27日(火)に中日本高速道路株式会社名古屋支社(名古屋保全・サービスセンター、桑名保全・サービスセンター)と「包括連携に関する協定」を締結しました。

高齢者等の見守り、廃棄物等の不法投棄物、道路等の損傷や水道管の漏水等を発見したときに情報提供いただくことで早期に対応できる体制を整えていきます。



介護保険料の納め忘れはありませんか

介護保険制度では、保険料の確実な収納が制度の安定的な運営を図るうえで不可欠である観点から、一定期間の保険料を滞納している被保険者に対し、保険給付の制限が設けられています。

保険給付の制限とは

1年以上滞納すると…

介護保険サービスを利用する時には、一旦費用の全額が自己負担になります。後日、市役所に申請すると、保険給付分が本人に給付されます。(償還払い)

1年6か月以上滞納すると…

保険給付分が差し止められます。また、差し止められた保険給付分を滞納した保険料額に充当します。

2年以上滞納すると…

サービス利用時の利用者負担額が、滞納期間に応じて3割になります。また、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

介護が必要になった時に、安心してサービスを利用できるように、保険料の納付にご理解・ご協力をお願いします。

問合先 高齢福祉課 **☎**444·3141

5月30日(空みゼロの日)から6月5日(環境の日)

「ごみ減量・リサイクル推進週間」「ごみ散乱防止強調週間」「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」

ごみの減量化・リサイクルをしましょう

ごみを少しでも減らすには、ごみ減量のポイントである「4R」を実行することが大切です。

- (Î)Refuse (リフューズ) 不要なものを買わない、断ることです。買い物のときに本当に必要なものか考えてみましょう。
- ②Reduce (リデュース) ごみを減らすことです。洗剤やシャンプーなどは詰め替えのできる商品を選びましょう。
- ③Reuse (リユース) まだ使えるものを繰り返し使うことです。何度も使える容器を使ったり、他の人にゆずったりして使ってもらいましょう。
- ④Recycle (リサイクル) 資源としてまた利用することです。ビン類やペットボトル類など、資源になるものは分別ルールを守って排出しましょう。

ごみのないきれいなまちにしましょう

ごみをポイ捨てされることは、誰にとっても気持ちのよいものではないはずです。1人ひとりが次のことを心がけ、みんなできれいなまちづくりをしましょう。

- ①自分で出したごみは持ち帰り、公共の場所や私有地に捨てないようにしましょう。
- ②ポイ捨て防止のために、所有する空き地などは草刈りや見回りなどをして適切に管理しましょう。
- ③たばこは、灰皿のあるところで吸うか携帯灰皿を使って吸いましょう。

不法投棄は犯罪です

ごみを不法投棄すると、法律では「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金」が科せられます。「ポイ捨て」も不法投棄です。不法投棄は絶対に行わないようにしましょう。

問合先 環境衛生課 **☎**444·3132

10